●香川県告示第168号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和6年8月9日から同月29日まで一般の縦覧に供する。

令和6年8月9日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道 (一般)
- 2 路線名 大見吉津仁尾線(220号)
- 3 道路の区域

区間	敷地の幅員	延長	備考
[四]	(メートル)	(メートル)	ÜH 7
三豊市三野町吉津字谷乙381	10.1~11.8	157	平成29年6月30日付け香川県告
番6地先から			示第197号の一部
三豊市三野町吉津字谷乙380			
番1地先まで			

4 供用開始の期日 令和6年8月9日